臨　時　記　者　会　見

日時　６月 26 日（金）
　　13 時 30 分から
場所　市役所４階大会議室

１　開　　会

２　配布資料の確認

３　市長挨拶

４　記者発表（市長）

（１）新型コロナウイルス感染症の影響に対する新規応援事業
①ふるさと支え愛大学生等応援事業
②特別定額給付金対象者拡大新生児臨時給付金
③市内農産物販売促進等緊急支援事業
④新型コロナウイルス感染症対策店舗等応援事業
⑤災害対策事業
⑥小中学校教育振興事業

（２）新型コロナウイルス等感染防止対策を考慮した、
「避難所の開設と運営」及び「避難行動」

５　令和２年第２回韮崎市議会定例会追加案件について（総合政策課長）

６　質疑応答

７　そ の 他

８　閉　　会

TEAM
NIRASAKI
山梨県韮崎市

(1) － ① ふるさと支え愛大学生等応援事業　実施概要

目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、授業形態の変化やアルバイト先の休業など、学生生活が通常通り送られていない学生に対し、クオカード（1 万円分）を送付し、未来を担う学生をふるさと韮崎から応援します。

対象者要件

平成 7 年 4 月 2 日から平成 14 年 4 月 1 日までに生まれた者で、基準日現在（令和 2 年 6 月 1 日）、学校基本法に定める大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校に在籍している学生で、次のいずれかに該当する者

- 基準日において、市の住民基本台帳に記録されている学生であること
- 基準日において、学生の保護者（父母、祖父母、養父母等の親権者等）が市の住民基本台帳に記録されていること

支援内容

クオカード 1 万円分（特定記録郵便で学生本人の住所に郵送）

申請方法

住民登録のある該当年代の方へ案内通知を直接郵送する。

※転出している方へは、基準日で住民登録のある転出時の世帯主へ郵送

学生本人がやまなしくらしネットの申請フォームまたは郵送で申請。（1 回限り）

申請に基づき、学生か（転出者は保護者等の住民登録が本市にあるか）を審査する。

添付書類

学生証または在学証明書の写し

申請期限

令和 2 年 8 月 31 日（月）まで

対象予定者数　1,560 名

予算額　16,280 千円

問い合わせ　総合政策課　人口対策担当

☎0551-22-1111（内線 358、359）

（1）－ ② 特別定額給付金対象者拡大新生児臨時給付金
～ママパパがんばれ応援金～　実施概要

新型コロナウイルス感染症の影響で、妊娠出産に通常よりも負担が生じることから、国の特別定額給付金の対象となっていない新生児の保護者に対して、市独自に給付金を支給し、新生児の保護者を応援します。

1. 給付金名

特別定額給付金対象者拡大新生児臨時給付金

（ママパパがんばれ応援金）

2. 対象者

次の①～③のすべてを満たす新生児の保護者

① 令和 2 年 4 月 28 日から令和 3 年 3 月 31 日までに生まれた子の保護者で韮崎市に住民登録があること。

② 生まれた子が出生届出時から韮崎市に住民登録があること。

③ 生まれた子に対して、特別定額給付金の対象となっていないこと。

3. 給付額

新生児 1 人につき 10 万円

予算額（見込み）176 人×10 万円＝1,760 万円

4. 問い合わせ　福祉課 子育て支援担当

☎ 0551-22-1111（内線 174）

(1) － ③　市内農産物販売促進等緊急支援事業　実施概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、外食の急激な需要減少やイベント・旅行の自粛により市内農家においても被害が拡大している。大きな影響を受けている農家を中心に次の支援を行う。

総事業費　3,652,000 円

○　肥育牛の飼料代助成

新型コロナウイルス感染症に伴うインバウンド需要・外相区需要の減少により、肥育牛の計画出荷の影響を受けて、やむを得ず肥育牛の出荷調整を行うものに支援する。

【事業対象】

市内 10 農家

【支援内容】

出荷調整に掛かる飼料代の一部を助成

※肥育牛 1 頭当たり 1 カ月 5 千円×3 カ月（1 農家 30 万円上限）

○　農福連携による農家への支援

繁忙期を迎える農家を支援するため、就労継続支援事業所に労働力の提供を委託する。

労働機会が減少した就労継続支援事業所利用者の雇用機会の創出と福祉事業所内での密接、密集の緩和にもつながる。

【対象事業所】

市内 6 事業所

【作業内容】

葡萄の傘かけ、収穫、箱折り等

1 日 3ｈ程度

○　果物等の消費拡大、適正価格での取引支援

農産物の市場価格下落により例年に比べ減収が見込まれる農家に対し、JA 梨北と連携し市が適正価格での買い取り、販路を開拓し、適正価格で販売する。

【事業対象】

新型コロナウイルスの影響により被害を受けている農家

【支援内容】

JA 梨北を通しサクランボや桃等の農産物を農家から買取り、県外の販売先へ韮崎産果実の PR も兼ねて販売する

問い合わせ　産業観光課　農林振興担当

☎0551-22-1111（内線 222～225）

(1) － ④ 新型コロナウイルス感染症対策店舗等応援事業　実施概要

1　趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、顧客確保や感染症対策を行う中小企業者を応援するため、誘客促進や業務転換等に要する経費の一部を補助します。

2　補助対象者

次の条件を満たす個人事業主及び市内に本社がある法人が対象となります。

⑴　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に規定する者

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たす）		小規模企業者
	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①運輸業	３億円以下	３００人以下	２０人以下
②サービス業	５，０００万円以下	１００人以下	５人以下
③小売業	５，０００円以下	５０人以下	５人以下

⑵　次のうちいずれかの業種に該当し、申請時点において現に事業を行っている者

①道路旅客運送業　②小売業　③宿泊業、飲食サービス業（宿泊・飲食店等）

④生活関連サービス業、娯楽業（洗濯・理容・美容等）⑤学習支援業（学習支援業等）

⑶　市内（市内に居住する個人事業主の場合は、市外も可とする。）に店舗、事務所、工場（以下「店舗等」という。）を有し、事業を行っている者

3　申請期間

令和２年７月１日～令和２年１２月２８日《補助対象期間　令和２年４月１日～令和３年２月２８日》

（令和２年４月１日以降に着手（発注）した事業で、令和３年２月２８日までに完了、支出した事業）

4　補助対象事業・補助対象経費・補助率・補助上限額

対象となる事業（同一店舗等につき、補助金の交付は１回限りとなります。）

補助対象事業	補助対象経費	補助率		補助上限額
		中小企	小規模企	
①食事のテイクアウトや商品等のデリバリーに関する事業	食事のテイクアウトや商品等のデリバリーに要する消耗品や宅配バイク等のリース等に必要な経費（例）容器、箸、袋、おてふき等の購入、借上料　等	４分の３以内	５分の４以内	３万円
②店舗等、バス・タクシーの感染症対策に関する事業	施設等の消毒や清掃などの衛生対策に要する消耗品や備品購入等に必要な経費（例）マスク、消毒液、体温計、空気清浄機等、アクリル板の購入　等			６万円
③顧客確保や誘客を図るためのＰＲに関する事業	自らＰＲして誘客を図るための広告宣伝に必要な経費（例）ＨＰ作成・改修費、新聞広告費、雑誌掲載料、チラシ作成費　等			６万円
④店舗等の感染予防対策・業務転換を目的にした改修・改装に関する事業	施設等の改修若しくは改装又は、当該改修若しくは改装に付随する設備・備品の購入に必要な経費（例）間仕切りの工事、換気扇の新設・増設、お客様手洗い場の自動化、衛生環境の整備、外気との換気の向上等			２０万円

上記①～④の複数事業の組み合わせ可、又国の持続化補助金の併用も可

5　予算額　１３，５２０千円

6　申請書提出先　　韮崎市商工会　韮崎市本町１丁目５番２５号

ＴＥＬ　０５５１－２２－２２０４／ＦＡＸ　０５５１－２２－９５００

7　問い合わせ　　韮崎市産業観光課商工観光担当　　（内線２１３・２１４）

(1) - ⑤ 災害対策事業

新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所の設置、運営のために災害対策を実施します。

総事業費　37,014,000 円

１．災害時の避難所における情報共有無線通信機器導入（wi-fi 環境の構築）

今般の新型コロナウイルス感染症を踏まえ、災害対策本部と避難所の情報交換をオンライン会議で共有することを目的に、情報共有無線通信機器を導入する。

端末 40 台等　購入
機器等初期設定等　委託

２．災害時用循環型シャワー購入

災害時においては、断水や下水処理施設が機能不全に陥ることも十分に想定され、また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で避難所の衛生管理が十分に確保できない状況も考えられることから、これらの課題を解決する方法として、期待される災害時用循環型シャワーを導入する。

WOTABOX 災害用シャワー　購入

３．自主防災組織災害時感染症対策備蓄品購入費補助

新型コロナウイルス感染症については、密閉、密接、密集を防ぐことが重要であるため、避難所の分散化を図る必要がある。指定避難所以外の避難先を確保するため、十分な安全が確保できる各区の公民館（分館）を避難所として開設する際の感染予防対策備蓄品の購入に対して補助を行う。

自主防災組織、1 地区につき、10 万円補助する。
※対象自治会　99 地区

問い合わせ　総務課　危機管理担当
☎0551-22-1111（内線 339・399）

(1) － ⑥ 小中学校教育振興事業　実施概要

《小中学校修学旅行バスの増台等》

事業費：9,090,120 円

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、春季から秋季へ実施時期を変更した修学旅行について、感染症予防対策としてバス車中での密を回避するためのバス台数の増便、及び宿泊部屋のタイプ変更に伴う追加経費の全額補助を行う。

感染リスクを低減する旅程とすることにより、保護者の不安の解消と児童生徒が安心して楽しめる修学旅行を実施可能とするための支援を行うもの。

	人数 小６・中３	当初予定	追加台数	変更後台数計
韮崎小	70	大型２台	大型２台	大型４台
穂坂小	13	中型１台	大型へ変更	大型１台
韮崎北東小	68	大型２台	大型２台	大型４台
韮崎北西小	34	大型１台	大型１台	大型２台
甘利小	69	大型２台	大型２台	大型４台
韮崎西中	133	大型４台	大型４台	大型８台
韮崎東中	118	大型４台	大型４台	大型８台

①小学校５校

実施時期：９～１１月

行先変更：東京・鎌倉方面➡静岡方面（２泊３日）

バス増台：韮崎小・韮崎北東小・韮崎北西小・甘利小➡大型バス２台追加
穂坂小➡中型バス１台から大型バス１台へ変更

追加経費：2,949,440 円
バス代、駐車料、有料道路代、乗務員・バスガイド・添乗員費用

②中学校２校

実施時期：９月

行先変更なし：奈良・京都方面（２泊３日）

バス増台　　：韮崎西・韮崎東➡大型バス４台追加

宿泊先の部屋変更：全生徒シングルルームへの変更（韮崎東中）
（韮崎西中はホテル全館貸切）

追加経費　　：6,140,680 円
バス代、駐車料、有料道路代、乗務員・バスガイド・添乗員費用
シングルルームへの変更差額

問い合わせ　教育課　学校教育担当
☎0551-22-1111（内線 262、264）